

(申請する鉄道会社名)

宛

平成 年 月 日

## ハンドル形電動車いすによる鉄道施設利用証ステッカー交付申請書

私は、ハンドル形電動車いすを利用して、ステッカー交付制度に加盟の鉄道事業者の鉄道施設及び車両(以下「鉄道施設等」という。)を利用することについて、裏面に記載の遵守事項を確認のうえ、ステッカーの交付を申請します。

[申請者]

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (申請者が未成年の場合のみ)

保護者連絡先 \_\_\_\_\_

利用者住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ (自宅 勤務先または通学先)

ハンドル形電動車いす メーカー名( \_\_\_\_\_ )、車輪数( \_\_\_\_\_ 輪)、色( \_\_\_\_\_ )

申請の際は、この申請書の他に、次の2点の書類を提出してください。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 「ハンドル形電動車いす交付証明書」、「補装具交付決定通知書」、「ハンドル型電動車いすに係る補装具費支給証明書」、「補装具費支給決定通知書」または、「ハンドル形電動車いす提供証明書」のいずれかの写し

- ・ 提出いただきました2点の書類につきましては、申請の回答時に返却させていただきますとともに、情報の取扱いには十分注意し、目的以外の用途には使用いたしません。
- ・ 「補装具交付決定通知書」または「補装具費支給証明書」の決定欄にハンドル形電動車いすと明記されていない場合、交付を受けている補装具の種類を確認させていただくこととなりますので、明記されていない場合は、「ハンドル形電動車いす交付証明書」または「ハンドル型電動車いすに係る補装具費支給証明書」の写しを提出いただきますようお願いいたします。

確認の結果、上記申請のステッカーを交付します。

交付番号 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

(鉄道会社名、確認者)

長 印

確認の結果、上記申請のステッカーは、下記の理由により交付できません。

書類不備  鉄道利用非対象者  重複登録  その他( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

(鉄道会社名)

## 【ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に関する遵守事項】

私は、ハンドル形電動車いすで鉄道施設等を利用する場合は、下記事項を遵守します。

### 記

1. ハンドル形電動車いすの見やすい場所に、交付されたステッカーを貼付することにより係員等に対してハンドル形電動車いすでの鉄道施設等の利用条件に合致していることを明確にいたします。また、身体障害者手帳及び補装具交付決定通知書等についても常に携帯し、係員に呈示を求められた場合は速やかに応じます。
2. ハンドル形電動車いすでは、エレベーターの設置等により段差が解消され、出入口からホームまで1ルートが確保された駅(またはそのルート)に限るとともに係員の案内に従って利用いたします。利用可能駅(乗換駅を含む)については、交通エコロジー・モビリティ財団の「らくらくおでかけネット」等により事前に確認いたします。  
また、混雑する時間帯を避けるとともに、デッキの付いていない車両でスムーズな乗降が可能な列車を選ぶなど、運輸上支障のないと認められたときに限って利用いたします。
3. 駅構内等では低速(約2 km/h以下)で、安全な運転をいたします。  
駅構内等での移動において、他の旅客との間にトラブルが発生した場合や鉄道施設等の破損等が発生した場合、また、移動に伴い列車遅延等の発生が想定される場合などで、前途の利用を制限する旨の申し出があった場合は、その申し出を受け直ちに利用を中止いたします。
4. ステッカーの使用は利用者本人のみで、他人への譲渡はいたしません。また、ステッカーの破損、紛失等の際は速やかに申請した鉄道事業者に申し出ます。
5. 鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすが原因で発生した事故及び紛争は、全て私の責任において処理します。
6. この遵守事項のほか、鉄道営業法その他関係法令及び貴社の規程類を遵守いたします。

前各項の取扱いを遵守できない場合、また遵守事項に違反したときはいつ承認を取り消されても異議は述べません。

#### 【ステッカー交付制度に加盟の鉄道事業者】

東京急行電鉄、新京成電鉄、京浜急行電鉄、京成電鉄、東武鉄道、東京地下鉄(東京メトロ)、西武鉄道、京王電鉄、小田急電鉄、相模鉄道、東日本旅客鉄道(JR 東日本)、埼玉高速鉄道、東京臨海高速鉄道(りんかい線)、横浜高速鉄道(みなとみらい線)、北総鉄道、芝山鉄道、伊豆急行、江ノ島電鉄、首都圏新都市鉄道(つくばエクスプレス)、横浜新都市交通(シーサイドライン)、東海旅客鉄道(JR 東海)、西日本旅客鉄道(JR 西日本)

(2009年6月現在)

加盟の鉄道事業者は今後増えることもありますので、申請の際鉄道事業者にお問い合わせください。

(再交付を申請する鉄道会社名)  
\_\_\_\_\_ 宛

平成 年 月 日

## ハンドル形電動車いすによる鉄道施設利用証ステッカー再交付申請書

ステッカー交付制度により交付されたステッカーが次の理由により使用できなくなりましたので、再度ステッカーの交付を申請します。

### 再交付申請事由

従前使用していたハンドル形電動車いすの交付期間を迎え、交付の更新を受けるため  
紛失(紛失概況 \_\_\_\_\_ )  
破損・汚損(劣化に伴う交付番号等の確認不良を含む。)  
その他( \_\_\_\_\_ )

### [申請者]

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ (申請者が未成年の場合のみ)  
保護者連絡先 \_\_\_\_\_  
利用者住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ (自宅 勤務先または通学先)  
既交付番号 \_\_\_\_\_

再交付申請にあたって、「ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に関する遵守事項」に関して、引き続きこれを遵守します。

### 確認の結果、

再交付します。送付するステッカーをハンドル形電動車いすの見やすい場所に貼付してください。

次の理由により再交付できません。

( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

(鉄道会社名)

・本申請書は申請内容の確認、ステッカー交付制度の運営とアフターサービスに使用します。